

浜の活力再生プラン

1 地域水産業再生委員会

組織名	平戸市漁協地域水産業再生委員会
代表者名	山中 兵恵

再生委員会の構成員	平戸市漁協、平戸市
オブザーバー	長崎県

※ 再生委員会の規約及び推進体制の分かる資料を添付すること

対象となる地域の範囲及び漁業の種類	<p>① 対象地域</p> <p>平戸市度島町、新町、職人町、魚の棚町、紺屋町、木引田町、築地町、宮の町、浦の町、崎方町、岩の上町、明の川内町、戸石川町、大野町、鏡川町、木引町、大久保町、田助町、獅子町、春日町、高越町、根獅子町、大石脇町、飯良町、堤町、猪渡谷町、上中津良町、下中津良町、船木町、神の川町、前津吉町、神上町、田代町、西中山町、東中山町、無代寺町、津吉町、辻町、鮎川町、大佐志町、神船町、</p> <p>② 対象漁業種類</p> <p>定置漁業、一本釣り漁業、船曳網漁業、潜水漁業、魚類養殖業</p> <p>③対象漁業者数 82名</p> <p>※平戸市漁協地域水産業再生委員会に属する漁業者（以下、漁業者という）</p> <p>定置漁業（8名）、一本釣り漁業（41名）潜水漁業(15名)、船曳網漁業(15名)、魚類養殖業（3名）</p>
-------------------	--

※策定時点で対象となる漁業者数も記載すること

2 地域の現状

(1) 関連する水産業を取り巻く現状等

<p>漁業者が所属する平戸市漁協（以下、当漁協という）については、長崎県平戸市の北、中部に位置し北松西部海域に点在する天然礁など優良な漁場を有する。そして、定置網漁業、一本釣り漁業、潜水漁業、船曳網漁業等がさかんに行われている。</p> <p>当漁協の水産業においては、</p> <p>① 磯焼けの進行のほか、海水温上昇など海域環境の変化や過度の漁獲圧による資源状況の悪化</p>
--

②魚価や水産物消費の低迷

③燃油購入費など漁業コストの増加

により組合員の収益が低下し、漁家経営を取り巻く環境は厳しい状況にある。

これらに対処策を講じなければ、産業として生産基盤の弱体化が避けられない。

(2) その他の関連する現状等

当漁協については、平成 25 年度において組合員 898 名（正 309 名、准 589 名）が所属し、生産量 2,758 t、生産額 1,344,593 千円の生産実績を有する。これを合併により現在の漁協地区となった 7 年前の平成 18 年度と比べると、組合員が 1,056 名から 898 名に減少（15%減）、さらに年齢構成をみると 60 歳以上の高齢者については 572 名から 598 名に増加（5%増）し、組合員は着実に減少、高齢化している。

また、生産量と生産額についても、7 年前と比べるとそれぞれ 3,600 t から 2,758 t（24%減）、1,624,320 千円から 1,344,593 千円（17%減）に減少している。

魚価も低迷しており、例えば平戸市漁協で水揚げされる主要魚種ヤリイカの浜値を例にあげると、7 年前の平成 18 年度では 3,000 円/kg であったが、平成 25 年度には 2,600 円/kg に下がっている。

一方で、漁業コストは増加している。一般的に漁業コストの中で大きな割合を占める燃料費については特に著しく増加しており、当漁協取扱のリッターあたりの A 重油価格でみると、67 円（平成 18 年 3 月）が 107 円（平成 26 年 3 月）まで上昇（60%増）している。漁具など他のコストについても下がっておらず、現状では漁業コストが上昇、高止まりしているといえる。

3 活性化の取組方針

(1) 基本方針

水産業の収益を向上させるため、生産性の向上とコスト削減策に併せて取り組む。

① 漁場生産力の向上

- ・藻場保全など水産資源培養機能の維持、強化
- ・種苗放流など添加による水産資源の維持、強化
- ・漁獲努力量の適正管理

② 水産物の高付加価値化

- ・未利用資源の活用

③ 漁業コストの削減

- ・省燃油活動の推進
- ・省エネ機器の導入推進

(2) 漁獲努力量の削減・維持及びその効果に関する担保措置

漁業者が行う水産動植物の採捕については、長崎県漁業調整規則、長崎県関係海区の漁業調整委

員会指示、長崎県県北海区漁業調整委員会指示、当漁協共同漁業権行使規則など公的な規制措置が定める採捕制限を遵守し、漁獲努力量の適正管理に努める。

※プランの取組に関連する漁業調整規則や漁業調整委員会指示等について記載する。

(3) 具体的な取組内容 (毎年ごとに数値目標とともに記載)

1年目 (平成 26 年度)

<p>漁業収入向上のための取組</p>	<p>以下の取組を行い基準年より漁業収入を 0.1%向上させる。</p> <p>① 漁場生産力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・潜水漁業者はガンガゼ駆除回数を年 2 回 (前年 1 回) に拡大して藻場保全活動を行う ・潜水漁業者は種苗放流 (クロアワビ 10,000 個、アカウニ 35,000 個) を行う。 ・定置及び一本釣漁業者は人工産卵巣 (イカ柴 20 基) を設置する。 ・全漁業者は漁獲努力量を自主的に削減する。 <p>(公的規制措置以外の採捕に係る上乘せ規制として休漁日年間 10 日間を設定する)</p> <p>定置漁業、いか釣漁業、一本釣漁業、船曳網漁業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・魚類養殖業者は養殖漁場について、底質改善剤を散布し、漁場環境の改善を図る。 <p>② 未利用資源の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・潜水漁業者が中心となり漁協の協力を得て、未利用資源であるガンガゼの加工品開発 (塩ウニ) の開発に取り組む。
<p>漁業コスト削減のための取組</p>	<p>以下の取組を行い基準年より漁業経費を 1.5%削減する。</p> <p>① 省燃油活動の実践</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全漁業者が 2 回/年の船底清掃を実施する。 ・一本釣及び船曳網漁業者が速度低減率 10%減速航行を実施する。 <p>② 省エネ機器の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一本釣、潜水及び船曳網漁業者が省エネ型漁船エンジンを導入する。
<p>活用する支援措置等</p>	<p>水産多面的機能発揮対策事業、離島漁業再生支援交付金支援事業、省燃油活動推進事業、省エネ機器導入推進事業、平戸市豊かな海づくり事業、漁業経営セーフティーネット事業</p>

2年目 (平成 27 年度)

<p>漁業収入向上のための取組</p>	<p>以下の取組を行い基準年より漁業収入を 0.3%向上させる。</p> <p>① 漁場生産力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・潜水漁業者は引き続き藻場保全活動 (ガンガゼ駆除年 2 回) を行う。
---------------------	---

	<ul style="list-style-type: none"> ・潜水漁業者は前年より個数を増加して種苗放流（クロアワビ 11,000 個、アカウニ 36,000 個）を行う。 ・定置及び一本釣漁業者は前年より個数を増加して人工産卵巣（イカ柴 25 基）を設置し資源の増大に努める。 ・全漁業者は漁獲努力量の自主的削減を行う。 (公的規制措置以外の採捕に係る上乗せ規制として休漁日年間 10 日間を設定する) 定置漁業、いか釣漁業、一本釣漁業、船曳網漁業 ・魚類養殖業者は養殖漁場について、底質改善剤を散布し、漁場環境の改善を図る。 <p>② 未利用資源の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・潜水漁業者が中心となり漁協の協力を得て、未利用資源であるガンガゼの加工品開発（塩ウニ）の開発に取り組む。
漁業コスト削減のための取組	<p>以下の取組を行い基準年より漁業経費を 2.0%削減する。</p> <p>① 省燃油活動の実践</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全漁業者が 2 回／年の船底清掃を実施する。 ・一本釣及び船曳網漁業者が速度低減率 10%減速航行を実施する。 <p>② 省エネ機器の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一本釣、潜水及び船曳網漁業者が導入した省エネ型漁船エンジンを活用する。
活用する支援措置等	水産多面的機能発揮対策事業、離島漁業再生支援交付金支援事業、省エネ機器導入推進事業、平戸市豊かな海づくり事業、漁業経営セーフティネット事業

3 年目(平成 28 年度)

漁業収入向上のための取組	<p>以下の取組を行い基準年より漁業収入を 0.5%向上させる。</p> <p>① 漁場生産力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・潜水漁業者はガンガゼ駆除回数を年 3 回（前年 2 回）に拡大して藻場保全活動を行う ・潜水漁業者が前年より個数を増加して種苗放流（クロアワビ 12,000 個、アカウニ 37,000 個）を行う。 ・定置及び一本釣漁業者は人工産卵巣（イカ柴 25 基）を設置する。 ・全漁業者は漁獲努力量の自主的削減を行う。 (公的規制措置以外の採捕に係る上乗せ規制として休漁日年間 10 日間を設定する) 定置漁業、いか釣漁業、一本釣漁業、船曳網漁業
--------------	--

	<ul style="list-style-type: none"> ・魚類養殖業者は養殖漁場について、底質改善剤を散布し、漁場環境の改善を図る。 <p>② 未利用資源の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・潜水漁業者が中心となり漁協の協力を得て、未利用資源であるガンガゼの加工品（塩ウニ）の試作品を販売し、市場調査を行う。
漁業コスト削減のための取組	<p>以下の取組を行い基準年より漁業経費を 2.0%削減する。</p> <p>① 省燃油活動の実践</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全漁業者が 2 回／年の船底清掃を実施する。 ・一本釣及び船曳網漁業者が速度低減率 10%減速航行を実施する。 <p>② 省エネ機器の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一本釣、潜水及び船曳網漁業者が導入した省エネ型漁船エンジンを活用する。
活用する支援措置等	離島漁業再生支援交付金支援事業、平戸市豊かな海づくり事業、漁業経営セーフティーネット事業

4 年目（平成 29 年度）

漁業収入向上のための取組	<p>以下の取組を行い基準年より漁業収入を 0.7%向上させる。</p> <p>① 漁場生産力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・潜水漁業者は引き続き藻場保全活動（ガンガゼ駆除年 3 回）を行う。 ・潜水漁業者が前年より個数を増加して種苗放流（クロアワビ 13,000 個、アカウニ 38,000 個）を行う。 ・定置及び一本釣漁業者は人工産卵巣（イカ柴 25 基）を設置する。 ・全漁業者は漁獲努力量の自主的削減を行う。 <p>（公的規制措置以外の採捕に係る上乘せ規制として休漁日年間 10 日間を設定する）</p> <p>定置漁業、いか釣漁業、一本釣漁業、船曳網漁業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・魚類養殖業者は養殖漁場について、底質改善剤を散布し、漁場環境の改善を図る。 <p>② 未利用資源の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・潜水漁業者が中心となり漁協が協力し、未利用資源であるガンガゼの加工品（塩ウニ）の試作品を販売し、引き続き、市場調査を行う。
漁業コスト削減のための取組	<p>以下の取組を行い基準年より漁業経費を 2.0%削減する。</p> <p>① 省燃油活動の実践</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全漁業者が 2 回／年の船底清掃を実施する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一本釣及び船曳網漁業者が速度低減率 10%減速航行を実施する。 <p>② 省エネ機器の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一本釣、潜水及び船曳網漁業者が導入した省エネ型漁船エンジンを活用する。
活用する支援措置等	離島漁業再生支援交付金支援事業、平戸市豊かな海づくり事業、漁業経営セーフティーネット事業

5年目（平成 30 年度）

漁業収入向上のための取組	<p>以下の取組を行い基準年より漁業収入を 1.0%向上させる。</p> <p>① 漁場生産力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 潜水漁業者は引き続き藻場保全活動（ガンガゼ駆除年 3 回）を行う。 ・ 潜水漁業者が前年より個数を増加して種苗放流（クロアワビ 14,000 個、アカウニ 39,000 個）を行う。 ・ 定置及び一本釣漁業者は前年より個数を増加して人工産卵巣（イカ柴 30 基）を設置し資源の増大に努める。 ・ 全漁業者は漁獲努力量の自主的削減を行う。 <p>（公的規制措置以外の採捕に係る上乘せ規制として休漁日年間 10 日間を設定する）</p> <p style="padding-left: 40px;">定置漁業、いか釣漁業、一本釣漁業、船曳網漁業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 魚類養殖業者は養殖漁場について、底質改善剤を散布し、漁場環境の改善を図る。 <p>② 未利用資源の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 潜水漁業者が中心となり漁協が協力し、未利用資源であるガンガゼの加工品（塩ウニ）を 2 年間の市場調査の結果を踏まえ改良し、製品化を実現する。
漁業コスト削減のための取組	<p>以下の取組を行い基準年より漁業経費を 2.0%削減する。</p> <p>① 省燃油活動の実践</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全漁業者が 2 回／年の船底清掃を実施する。 ・ 一本釣及び船曳網漁業者が速度低減率 10%減速航行を実施する。 <p>② 省エネ機器の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一本釣、潜水及び船曳網漁業者が導入した省エネ型漁船エンジンを活用する。
活用する支援措置等	離島漁業再生支援交付金支援事業、平戸市豊かな海づくり事業、漁業経営セーフティーネット事業

（4）関係機関との連携

国の「水産基本計画」、長崎県の「長崎県水産産業振興基本計画」、平戸市の「平戸市水産産業振興基本計画」の趣旨に合致する取組を推進する。

各種取組の推進に関しては、効率的に実施することができるように長崎県や平戸市の水産関係部局から助言、指導を受ける。特に、漁場生産力の向上に関する取組については水生生物を対象とする内容であるため、県総合水産試験や水産業普及センターの技術的見地からの助言を重視する。

4 目標

(1) 数値目標

漁業所得の向上 以上	%	基準年	平成	年度：漁業所得	千円
		目標年	平成	年度：漁業所得	千円

(2) 上記の算出方法及びその妥当性

--

※算出の根拠及びその方法等について詳細に記載し、必要があれば資料を添付すること。

5 関連施策

活用を予定している関連施策名とその内容及びプランとの関係性

事業名	事業内容及び浜の活力再生プランとの関係性
省燃油活動推進事業	(1) 事業内容 定期の船底清掃を実施、また省エネ機器を導入し、燃油消費量の低減を図る。
省エネ機器導入推進事業	(2) 浜の活力再生プランとの関係性 燃油消費量の低減は、浜の活力再生プランで定める漁業コスト削減の成果にあたり、コスト削減に伴い生じた余剰資金により設備投資の活発化が促されるなど、生産性の向上に寄与する。
水産多面的機能發揮対策事業	(1) 事業内容 藻場の保全活動を実施し、根付資源の培養などの機能を持つ有用海藻の増殖を図る。 (2) 浜の活力再生プランとの関係性 有用海藻の増殖は、浜の活力再生プランで定める漁場生産力の向上の成果にあたり、根付資源の増加による漁業収入の向上に繋がる。

※具体的な事業名が記載できない場合は、「事業名」は「未定」とし、「事業内容及び浜の活力再生プランとの関係性」のみ記載する。

※本欄の記載により、関連施策の実施を確約するものではない。